

	質問① 建築確認について (a)は5頁のグラフに記載)					質問② 審査基準について				質問③ 建築確認制度で問題点	
	b. 最近の確認申請の取り扱い件数の傾向について、教えてください。特徴的なことがあればご記入ください。	c. 民間確認機関との違いについて、教えてください。貴行政庁での特徴的なことがあればお書きください。	d. 建築確認に要する平均的日数で、調査結果があれば教えてください。	e. 確認申請審査に当たり一番配慮しているポイントを教えてください。	f. 建築確認申請を提出する設計事務所が一番留意して欲しい項目は何ですか？	a. 貴行政庁では審査基準を成文化していますか？	b. していない行政庁では成文化される予定はありますか？	c. 貴行政庁では審査基準を公開していますか？	d. 審査基準の運用について、民間審査機関との違いについて。特徴的なことがあればお書きください。	日頃、建築確認審査業務をなさっていて、特に問題と思われること、改善が必要と思われることがあればお書きください。	
目黒区 (都市整備部建築課)	減少した。 増築、用途変更の割合が増えた(相談も含め)。	事前審査を行っていない。意匠、構造、設備は基本的に同時審査していない。	ない。	公平、正確、迅速。	現地の確認(敷地内・外の高低差)、道路、水路、擁壁等。 事前手続きの確認。	している。		していない。 判断基準が変わることもあるため。口頭では回答している。	ロフトの固定階段の取扱い。	敷地状況の確認(隣地境の門、塀、擁壁等検査取得に必要な情報確認)。 地方設計者等の場合の都条例についての確認。	
大田区 (まちづくり推進部建築審査課)	減少した。	現場調査を実施しています。	ない。	適正な審査です。	法の趣旨に基づいた設計をし、安全な建物としていただきたいです。	していない。	個別に相談で対応しています。	ない。	特にありません。	民間審査物件については民間審査機関が判断をし判断に迷う場合は民間審査機関から問合せをいただきたいです。	
渋谷区 (都市整備部建築課)	減少した。	現場実査、道路判定(2項道路)など。	ない。	道路関係、適正な審査など。	審査を受けることを意識した図面作成など。	していない。	成文化したい思いはある。	していない。	小屋裏物置の取扱いなど。	指定確認検査機関は法解釈に関し、設計者を区へ確認に行かせるのではなく機関が直接確認するべきと思う。	
世田谷区 (建築審査課)	減少した。 民間機関に確認を出すことで打ち合わせ済みの状態での断片的で部分的な事項の相談が多い。	現地調査を実施(道路の位置、敷地内外の高低差や二重使用他)をしている。	ない。	補正の手間や回数を減らし、審査期間を短くするために中断通知は意匠、構造、設備をまとめ、FAXや電話でも伝えている。	図面の不整合があると審査が進みません。 民間機関との打合せ事項を区にOKをもらうための相談はやめていただきたい。 確認や検査がない建物への増築は適法性の確認を行った上で相談していただきたい。	している。		している。	民間審査機関との違いとなるかは不明であるが、条文の解釈にあたっては法文を言葉、数量による「文理解釈」と共に、その法文の趣旨を踏まえた「論理解釈」に注意して判断を行っている。	民間審査機関が確認処分を行う物件についての相談が多い。 本来的に確認申請を受ける機関が責任を持って相談を受けるべきと考える。	
中野区 (都市基盤部建築分野)	減少した。 区に申請される建築計画は、一戸建て住宅の新築や、既存建築物の増築、用途変更が多い。	確認申請を受けた後、現地調査を実施している。	ない。	適正、公平、迅速な審査。 国民の生命、健康及び財産の保護。	現地の調査(道路の位置、幅員、擁壁等)や確認申請前の事前手続きの履行。	一部しているが、基本的には申請ごとに個別判断している。	問合せが多いものについては成文化する必要があると考えているが、時期は未定である。	一部の許可基準等について公開している。	民間確認機関の審査基準が不明なため、回答できない。	民間確認検査機関の中には、法の解釈について判断に迷う場合、設計者に対して区(建築主事)の意見を聴取し、その結果について報告を求めている。民間確認検査機関が確認、検査を行う場合、主体的に責任を持って対応願いたい。	
杉並区 (都市整備部建築課)	減少した。	許可、認定がかかるものは許可等の時点で内容を確認するので確認申請の受け付け後、処理は早い。	ある。6条1号～3号：3～4週間、4号：2週間。	審査日数を出来るだけ短期間にするよう努力している。	取り扱いや要綱など事前調査をしつかり行うこと。	していない。	個々の相談で対応している。	ない。	特にないと思われる。	条文の解釈部分の違いが出ている。	
豊島区 (都市整備部建築課)	減少した。	確認申請の提出後に現場調査(敷地の形状、高低差等)。	ない。	迅速な審査を心がけている。	法令についての理解をより深めてもらいたい。そして確認提出前に設計者自ら一通り適法性の再チェックをして欲しい。	していない。	現在検討中。	ある。未定。	していない。 現在成文化に向け審査基準を整理、検討中。	特になし。	建築士によると指定確認検査機関からの指示で区の見解を確認しているケースが見受けられる。そうであれば各指定確認検査機関は自ら区に問合せ見解を確認して欲しい。
板橋区 (都市整備部建築指導課)	減少した。 指定確認検査機関分を含めた件数は横ばい。	指定確認検査機関は確認申請が契約行為であり確認済み証交付日が特定される。建築主事は申請で建築基準法第6条4項で審査期間が決まっているが補正等の有無により確認済証交付日までの日数が事前に確定されない。	ない。	親切、丁寧、迅速な審査。	条例、要綱等の適用の有無を事前に調査し遵守していただきたい(指定確認期間に提出する場合も含む)。 申請図書における各図面の整合は設計者が責任をもって確認していただきたい。	している。		していない。 公開する予定で整備を検討(公開時期は未定)。	指定確認検査機関は区の審査基準により審査を行うため違いはないものと考えている。	指定確認検査機関に確認申請をしているが、設計者等が直接的に問合せにすることがある。	
練馬区 (都市整備部建築審査課)	減少した。 申請されるほとんどの物件は4号ものであること。	建築物の許認可や違反建築物に対する取締り、指定確認検査機関への法を適正に実施させるための権限を持つため、許認可等として確認審査をしている。	ある(有4)。消防同意も含む。 平均的日数11日(適合判定物件については43日程度)。	適格な確認審査を実施することを前提に、審査の手続きの迅速化を図っている。	建て主側に立つため法解釈をすべて役所の判断と委ね、またその説明を役所にさせる等、建築士としての役割を果たしていない。 法の目的を踏まえ、建築物の質の向上を図ってもらいたい。	している。	一部許認可等について、成文化している	している。 一部許認可等について、HPで公開している。	特徴があるとは考えていないが、区の条例(まちづくり条例等)を持つことや特定行政庁であることから、審査内容について地域の特徴に合わせた詳細な対応をしている。	民間確認検査機関の審査が不適切、法解釈が不明確な物件も多数見受けられる。また東京都安全条例に適合しない事例も見受けられることから、審査内容の詳細なチェック体制、あるいは立入り検査等を行い、法適合の適正化を強く求めていく。	
墨田区 (都市計画部建築指導課)	減少した。	行政は確認審査より特定行政庁としての仕事が多い。	ない。	法の趣旨に基づいた審査、判断を心がけている。	法の趣旨に基づいた設計を行ってほしい。	していない。	防火避難規定の解説、質疑応答集を基準としている。	ない。左記の理由による。	民間審査機関と違い確認済証発行日を約束しない。特定行政庁の業務も持っているため、スムーズな審査が出来ていない状況にあるため。	仮使用など民間で確認を行った物件について、行政が審査を行うことになる。二重の審査になるため改善が必要と思われる。	
江東区 (建築課)	変わらない。	建築計画について部分的な相談に対応しているが事前審査は行っていない。	ない。	必要事項を明示すべき場所に分かりやすく的確に表現されているか。	申請図書についての整合性や記載不備のチェック。	している。	一部整理しきれない部分があり、成文化していないものもある	している。 一部整理しきれない部分があり、公開していないものもあり。	行政庁では、その土地の特質や法令の背景を踏まえ、趣旨解釈で審査しているが、民間審査の場合は法令上読めるかどうかの部分解釈で審査されていると思われる。	一部の確認審査においての指摘事項に対する追加説明等の遅延化。 民間審査の場合、民間審査機関が行政庁の指導を仰がずに、直接設計者が行政庁とやりとりを行い、民間審査機関での自己判断されないケースがあると思われる。	